

議案第4号

鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり鳥取県個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年6月5日

| 15 |

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。

(2)～(6) 略

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除く。

(2)～(6) 略

(収集の制限)

第7条 略

2～5 略

6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を収集してはならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 略

2 略

3 実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）を利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

(収集の制限)

第7条 略

2～5 略

(利用及び提供の制限)

第8条 略

2 略

5 略

6 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（当該業務の再委託を受けた者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該業務の再委託をするときは、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。

3・4 略

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示（個人情報が存在しない

3 略

4 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3・4 略

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報（第6条第3項各号に掲げる事務に係

ときにその旨を知らせることを含む。) の請求をすることができる。

2 略

(費用負担)

第20条 略

2 知事及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあって

るものを除く。第26条第2項及び第27条第1項において同じ。)

について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。

2 略

(費用負担)

第20条 略

(訂正請求に対する決定等)

第23条 略

2・3 略

4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。

は、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は
情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

(利用停止請求)

第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき又は第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

(他の制度との調整)

第26条 略

(他の制度との調整)

第26条 他の法令（鳥取県情報公開条例を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。

2 略

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。